

実務経験に関する Q & A

Q 1 受験資格の「実務経験」の対象となる職務とは、どのようなものですか？

A 1 「実務経験」は、会社員、派遣社員、自営業者、アルバイト、パートタイマー、公務員等の職務を対象とします。

Q 2 契約社員や派遣社員の実務経験は、通算できますか？

A 2 契約先や派遣先として同じ事業所等に継続して 1 年以上勤務していれば、実務経験期間として通算できます。ただし、契約先や派遣先の事業所ごとの勤務期間が 1 年未満の期間は、実働期間が継続していたとしても実務経験に含めることはできません。

Q 3 系列の会社に出向した場合、出向前後の勤務期間は通算できますか？

A 3 職歴証明書等により、元の会社に籍を置いたままの出向であったことが証明できれば、元の会社での実務経験として通算できます。
元の会社等を退職した扱いでの出向、転籍等の場合は通算できません。

Q 4 職歴証明書は、受験申込時に必要ですか？

A 4 受験申込時に、職歴証明書を準備していただく必要はありません。最終合格発表後、合格者には市が指定する様式で証明をしていただきます。なお、受験に必要な民間企業等での実務経験を欠いていることが明らかとなった場合には採用されません。

Q 5 過去に勤務していた会社が倒産して、最終合格後に職歴証明書の提出ができない場合、どうすればいいですか？

A 5 過去に勤務していた会社が倒産してしまった等のやむを得ない事情で職歴証明書の提出ができない場合は、雇用時の雇用契約等の書類や雇用保険受給資格者証等、職歴が証明できる書類を提出していただきます。
これらの書類が提出できない場合、実務経験期間として通算できません。

Q 6 土木技師を受験するために必要な実務経験は、どのようなものですか？

A 6 (1) 受注者（請負人）として土木工事の施工管理・監督の実務
(2) 発注者側における土木工事の設計・積算、現場監督等の実務
(3) 土木工事に関する調査・測量・設計等の実務（コンサルタント業務経験）

Q 7 建築技師を受験するために必要な実務経験は、どのようなものですか？

A 7 (1) 建築物の設計に関する実務（単なる書類の作成・申請手続きやトレース業務は除く）
(2) 建築物の工事監理に関する実務
(3) 工事の施工の技術上の管理に関する実務（建築一式工事の施工管理）
(4) 建築基準法第 18 条の 3 第 1 項に規定する確認審査等に関する実務
(5) 建築行政に関する実務（法律に基づく認定、審査等を行う業務）

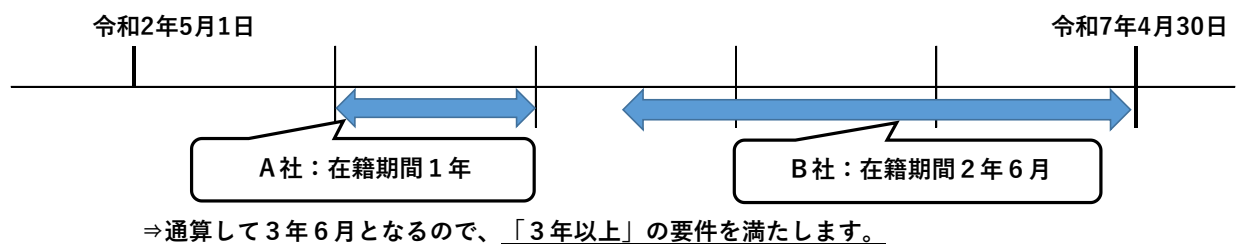
Q 8 実務経験年数の計算方法は、どのようなものですか？

- A 8 (1) 一般事務①、土木技師および建築技師について、対象となる「直近5年以内」の期間は「令和2年5月1日から令和7年4月30日まで」となります。
- (2) 一般事務②について、対象となる「直近10年以内」の期間は「平成27年5月1日から令和7年4月30日まで」となります。
- (3) 同一の民間企業等で週30時間以上の勤務を1年以上継続し、直近5年以内に実務経験が3年以上であることを要します。
- (4) 1月未満の端数は、在籍期間15日以上であれば、1月とみなします。
ただし、月の途中で転職をした場合で、両方の実務経験が在籍期間15日以上を満たす場合は、どちらか一方を1月と見なし、もう一方を切り捨てることとします。
- (5) 大学院の修士課程を修了した者は、実務経験が2年以上であれば要件を満たすこととします。
- (6) 連続した1月以上の休業等の期間は、実務経験年数から差し引きます。
- (7) 同一期間内に複数の職務に従事した場合は、いずれか一方のみの職歴になります。

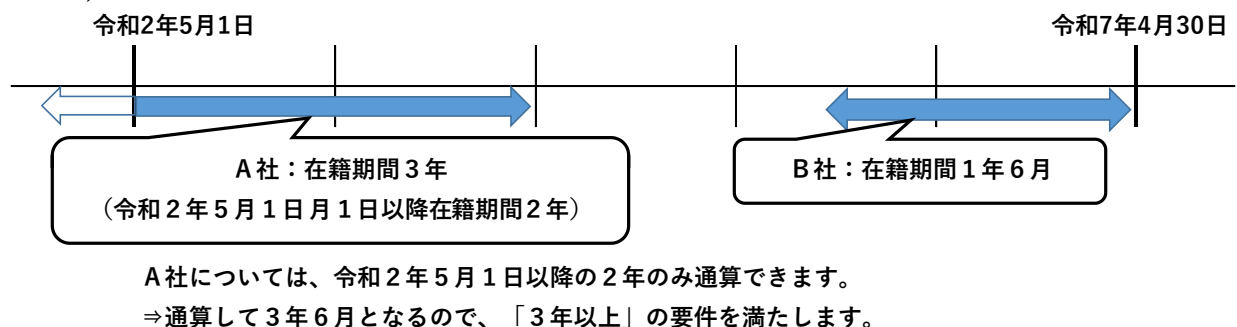
Q 9 一般事務、土木技師および建築技師について、「直近5年以内に3年以上の実務経験」は、どのような場合が該当しますか？

A 9 認められるケース、認められないケースの例は、次のとおりです。

(ケース1)



(ケース2)



(ケース3)

